

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

↳ 臨床検査機器は機械装置？

Q : 臨床機械装置が機械に該当するのか器具備品に該当するのかで争われた事件があるようですが、どのようになったのですか？

A : 機械装置には該当しないとする裁決が出されました。

【解説】

この事件は、納税者が、臨床検査機器を機械に該当するとして、中小企業等の機械等を取扱った場合の特別償却又は法人税額の特別控除を適用して申告したものを、税務当局が器具備品に該当するからこの取扱いは適用できないとして更正処分をしたのが発端となっています。

納税者は、リースにより賃借した臨床検査機器について、①剛性のある物体から構成されている、②一定の相対運動をする機能を持っている、③それ自体が仕事をするという機械の3要素を満たしているから、機械装置に該当するとして、その取消しを求めていましたが、裁決では、この3つの要素は機械装置の一般的な要素とはいえるものの、法人税のこの規定の適用のある機械装置は、複数のものが設備を形成してその設備の一部としてそれぞれのものがその機能を果たしていなければならないとしたうえで、請求人の賃借した減価償却資産は、①検査、分析、判定、測定等を行うことによってその工程がすべて終了するものであること、②それ自体単体で個別に作動するものであり、他の機器と一体となって機能を発揮するものではないことから、機械に該当しないとして請求を棄却しました。

